

第9 第10条

(出願の分割)

第10条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、[第9条第2項](#)並びに[第13条第1項](#)において準用する[特許法（昭和34年法律第121号）第43条第1項及び第2項（第13条第1項において準用する同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）](#)の規定の適用については、この限りでない。

1. 指定商品又は指定役務が包括表示で記載されている場合でも、その包括表示に含まれる個々の指定商品又は指定役務ごとに出願を分割することができるものとする。
2. 国際商標登録出願については、[第68条の12](#)の規定により、本条の規定は適用しない。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

[○商標審査便覧](#)

[17.01](#) 分割出願とは認められない場合の通知について

[○審判決要約集（第10条）](#)